

川越市告示第448号

住民票の職権消除について

次の者は住民基本台帳に記載されている住所地に居住していないことを確認したので、住民基本台帳法施行令第十二条第一項に基づき、当該人に関する住民票を消除した。よって同条第四項に基づき公示する。

令和8年6月17日

川越市長 森田初恵

職権消除対象者名簿

No	住 所	氏 名
1	川越市三光町37番地6 (トキワ ハイツ105号室)	荒木 良次
2	川越市三光町37番地6 (トキワ ハイツ105号室)	荒木 真弓
	以下余白	